１　石別小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和4年2月8日改訂

＜はじめに＞　～いじめに対する基本的考え方～

国の「いじめ防止対策推進法」施行（平成25年9月28日）に伴い，本校においてもいじめの未然防止，早期発見・解消等を図る校内の組織体制を整備し，子どもたちの健全な成長を支援するため，「いじめ防止基本方針」を策定することとした。

北海道においては現在，「北海道子どもいじめ防止に関する条例（仮称）」の制定を進めているほか，北海道教育委員会においても「緊急メッセージ『いじめをなくしかけがえのない子どもたちの命を守るために』（平成24年8月）」をはじめとした，様々な施策及び事業を進めている。

本基本方針はこれらの動向を鑑み，本校の子どもたちの尊厳を保持するとともに，互いの違いを認め合い，支え合い，健やかに成長できる環境をつくることを目的に策定するものである。

＜根拠となる関係法令等＞

○　いじめ防止対策推進法

（学校いじめ防止基本方針）

第13条　学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

○　北海道子どもいじめ防止等に関する条例

１　基本姿勢

(1)いじめは，どの学校でもどの子どもにも起こり得る。
(2)いじめは，いかなる理由があっても行ってはならない。
(3)学校は，未然防止，早期発見・解消に全教職員で取り組む。
(4)いじめを受けた児童を守り，適切かつ迅速に対処する。
(5)保護者や地域及び関係機関と連携し，必要な措置を講ずる。

２　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第2条）

３ いじめ防止のための取組

(1)豊かな心を培う道徳教育や体験活動の充実と自己有用感の育成
(2)高度情報化社会に対応する情報モラル教育の充実
(3)「わかる」「できる」授業の工夫・改善
(4)学習及び生活規律の徹底
(5)休み時間，放課後等における児童の生活の様子の把握
(6)教育相談体制を充実させたより深い児童理解の推進
(7)複数回のアンケート調査による早期発見の取組
(8)予防的な生徒指導を実現する校内研修の充実
(9)保護者との連携を進める懇談会や研修会等の開催

４ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，校長，教頭，当該学級担任，保健主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーターを構成員とする「いじめ防止対策委員会」を設置し，必要に応じて開催する。この委員会には，必要に応じて各関係機関の職員等を加えることができる。

(2)委員会の目的

① 本校でも起こり得る「いじめ問題」に対し，組織的に対応する。
② 子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整える。
③ いじめ防止に関する保護者への啓発活動を進める。

(3)委員会の活動(※校務分掌と連携して活動)

① いじめの未然防止・早期発見
ア いじめの未然防止を図る生徒指導を充実するための校内研修
イ 早期発見のためのアンケート調査の実施
ウ 教育相談体制の構築と児童理解の深化
エ 児童会等が進める主体的ないじめ防止運動の支援
オ 懇談会等への資料提供や通信等による保護者の啓発

② 発生したいじめへの対応
ア いじめられた子どもを守る指導と支援
イ 正確かつ迅速な事実関係の把握と報告
ウ 指導記録の作成，保管
エ いじめた子への指導と支援
（自己の行為を考えさせ，相手の痛みに気付かせる。）
オ 豊かな人間性を育む学級での指導(道徳，特別活動等)
カ 保護者(被害・加害)への事実に基づいた報告及び話し合いの対応
※必要に応じ，複数の教職員で対応
キ 関係機関との連携

③ いじめの再発防止

ア　継続的に見守る指導

イ　子どもたちの自己有用感を高める生徒指導の改善・充実

ウ　多数の目で見守るための保護者，地域との連携

④ 活動の評価・改善

ア　学校評価における「いじめ防止対策」の教職員・児童・保護者評価アンケートの実施及び結果分析と学校関係者評価結果の公表

イ　評価結果を基にした改善策の策定と実行

５ 保護者・関係機関等との連携

(1)保護者との連携

いじめが確認された場合は，保護者に事実を伝え，いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や，いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。また，事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(2)関係機関との連携

必要に応じて関係機関の指導，助言あるいは支援を受け，いじめ事案の早期解消を図る連携を強化するとともに，いじめに対応する教職員の資質向上の研修の充実に努める。

(3)異校種との連携

指導上配慮を必要とする子どもの進学や転学等に際し，個人情報の取り扱いに十分留意しながら，学校間の引継が適切に行われるように努める。

６ 重大事態への対応

(1)迅速な対応と調査

いじめにより子どもの生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには，速やかに対処するとともに，事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2)警察への通報等

いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処する。さらにいじめにより子どもの生命，心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

7　年間計画

				生活目標	未然防止・早期発見	保護者及び関係機関との連携	評価・改善
4月	学級経営交流会(年3回)	わかる・できる授業の工夫・改善	授業参観時における道徳授業の公開（全学級年1回）	はっきりしたあいさつをしよう	学習・生活規律の徹底 （学級指導，生活ﾘｽﾞﾑﾁｪｯｸｼｰﾄ）	いじめ防止基本方針の説明(懇談会) 児童理解（家庭訪問）	P：基本方針の策定 D：計画に基づいた取組の推進 C：学校自己評価分析，アンケート結果の評価 A：対応策の工夫・改善 P：前期学校自己評価結果を基にした改善策 D：改善策に基づいた取組の推進 C：学校自己評価分析，アンケート結果の評価 A：対応策の工夫・改善
5月				廊下を正しく歩こう	主体的な児童会活動の支援 （標語募集等）		
6月				丁寧な言葉遣いをしよう	いじめアンケート① 教育相談週間①		
7月				生き物を大切にしよう		児童理解（懇談会）	
8月				時間を守ろう	校内研修（SSW等の外部講師） 学習・生活規律の徹底 （学級指導，生活ﾘｽﾞﾑﾁｪｯｸｼｰﾄ）		
9月						いじめに関する研修会	
10 月				自分のことは自分でしよう			
11 月				身の回りに気を配ろう	いじめアンケート② 教育相談週間②	児童理解（個人懇談会）	
12 月				身の回りを整えよう	学校自己評価	児童理解（懇談会）	
1月				学校をきれいにしよう	学習・生活規律の徹底 （学級指導，生活ﾘｽﾞﾑﾁｪｯｸｼｰﾄ）		
2月						いじめ対策結果の説明 （懇談会）	
3月				感謝の心で生活しよう		学校通信による結果の報告	